

# 津市公報

第 459 号

令和7年2月5日

## 目 次

### 津市告示

住民票の職権消除

介護保険法に基づく介護予防支援事業所の指定

公示送達

津市モーターボート競走事業収納取扱金融機関の指定についての一部の改正

認可地縁団体の告示事項の変更

地域密着型サービス事業者の指定

地域密着型サービス事業者の指定

介護保険法に基づく居宅介護支援事業所の廃止

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

津市営住宅近傍同種の住宅の家賃

### 津市公告

津市農業振興地域整備計画の軽微な変更

開発行為に関する工事の完了

津都市計画の変更に係る縦覧

地域計画案の縦覧

都市公園の区域変更

### 津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

## 津市告示第8号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次のとおり住民票を職権で消除したので同条第4項の規定により告示する。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求することができる。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年1月16日

## 津市長 前 葉 泰 幸

## 1 職権消除した住民票

住 所	氏 名	生 年 月 日
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○	○○○○	○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	○○○○	○○○○○○○○○○ ○
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○	○○○○○○○○○○○○ ○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○	○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○	○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○	○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○	○○○○○○○○○○○○ ○
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○	○○○○○○○○○○○○ ○
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○	○○○○○○○○○○○○○○

## 2 消除した年月日

令和7年1月15日

津市告示第9号

介護保険法（平成9年法律第123号）第58条第1項の規定により、指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の30第1号の規定により告示する。

令和7年1月16日

津市長 前 葉 泰 幸

1 事業者の名称

社会福祉法人あけあい会

2 事業所の名称

やまゆりの里ケアプランセンター

3 事業所の所在地

松阪市嬉野中川町1529-1

4 指定年月日

令和7年2月1日

5 サービスの種類

介護予防支援

## 津市告示第10号

下記の者の国民健康保険料督促状は、住所居所不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和7年1月20日

津市長 前葉泰幸

### 記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○○○○○○○○ ○○○	○○○○○	令和4年度国民健康保険料督促状第7期から第9期まで、令和5年度国民健康保険料督促状第4期から第9期まで及び令和6年度国民健康保険督促状第5期

津市告示第11号

津市モーターボート競走事業収納取扱金融機関の指定（平成29年4月3日告示第53号）の一部を次のように改正し、令和7年1月1日から適用する。

令和7年1月20日

津市長 前 葉 泰 幸

表中「株式会社中京銀行」を「株式会社あいち銀行」に改める。

## 津市告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成5年津市告示第48号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年1月21日

津市長 前 葉 泰 幸

### 1 届出者

桜町自治会

### 2 代表者の氏名及び住所の変更

### 3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和5年3月26日の定期総会において選任され、同年4月1日から就任することになったため。

津市告示第13号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定に基づき、  
指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の1  
1第1号の規定により告示する。

令和7年1月21日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称  
株式会社すこやか
- 2 事業所の名称  
デイサービスいやさか
- 3 事業所の所在地  
津市半田987番地1
- 4 指定年月日  
令和6年8月1日
- 5 サービスの種類  
地域密着型通所介護

津市告示第14号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の廃止に係る届出がされたので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和7年1月23日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称  
株式会社ウェルフェア
- 2 事業所の名称  
ケアスイート藤方
- 3 事業所の所在地  
津市藤方1660番地1
- 4 廃止年月日  
令和6年8月10日
- 5 サービスの種類  
地域密着型通所介護

津市告示第15号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業の廃止に係る届出がされたので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和7年1月23日

津市長 前 葉 泰 幸

1 事業者の名称

株式会社ウェルフェア

2 事業所の名称

居宅介護支援事業所ケアスイート

3 事業所の所在地

津市藤方1660番地1

4 廃止年月日

令和6年8月10日

5 サービスの種類

居宅介護支援

## 津市告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成8年津市告示第104号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年1月24日

津市長 前 葉 泰 幸

### 1 届出者

南河路自治会

### 2 代表者の氏名及び住所の変更

### 3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和7年1月12日の定期総会において改選されたため。

## 津市告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成28年津市告示第105号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年1月24日

津市長 前 葉 泰 幸

### 1 届出者

栗真中山町自治会

### 2 代表者の氏名及び住所の変更

### 3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和5年1月29日の定期総会において改選されたため。

津市告示第18号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第215号）  
第16条第2項及び津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第203号）第14条第1項の規定に基づき、令和7年度の津市営住宅に係る近傍同種の住宅の家賃を次のとおり定めたので告示する。

令和7年1月31日

津市長 前 葉 泰 幸

市営住宅の名称	近傍同種の住宅の家賃
白塚団地1号館	35,500円
白塚団地2号館	35,500円
白塚団地3号館	35,800円
白塚団地4号館	41,900円
白塚団地5号館	42,700円
一身田アパート	42,200円
上浜町六丁目住宅	10,700円
旭町C Bアパート	14,400円
下部田簡耐住宅	10,700円
大井アパート	27,200円
大井住宅A-1号からA-12号まで、A-15号からA-18号まで、D-1号からD-4号、大井住宅D-15号からD-20号まで及びD-23号からD-26号まで	38,500円
大井住宅A-13号、A-14号、C-17号からC-25号まで、C-27号、C-28号及びD-5号からD-14号まで	39,200円
大井住宅B-2号からB-27号まで	40,900円
大井住宅C-1号からC-16号まで	39,900円
高洲町アパート1号館	16,300円
高洲町アパート2号館	19,100円

高洲町アパート3号館	25,000円
高洲町アパート4号館	27,000円
高洲町アパート5号館	28,200円
高洲住宅3番1号から3番12号まで、7番10号から7番16号まで及び10番9号から10番24号まで	41,700円
高洲住宅6番1号から6番12号まで、7番5号から7番8号まで、7番17号から7番20号まで、10番5号から10番8号まで、11番1号から11番12号まで、11番15号から11番22号まで、14番1号から14番12号まで及び14番14号から14番18号まで	41,700円
高洲住宅7番1号から7番4号まで、7番21号から7番24号まで、10番1号から10番4号まで、高洲住宅18番1号から18番10号まで、18番15号から18番41号まで、18番43号から18番49号まで及び19番1号から19番6号まで、19番7号から19番12号まで、22番1号から22番12号まで及び23番1号から23番24号まで	40,700円
新町2号館アパート	16,900円
新町3号館アパート	15,600円
新町4号館アパート	15,600円
千鳥アパート	46,300円
阿漕B住宅	12,100円
阿漕C住宅	12,000円
阿漕1号館アパート	14,500円
阿漕2号館アパート	15,400円
南阿漕1号館	25,800円
南阿漕2号館	34,500円
朝汐1号館アパート	12,300円
朝汐2号館アパート	13,500円

朝汐3号館アパート	14, 100円
藤水団地1号館	44, 700円
藤水団地2号館101号及び102号	48, 100円
藤水団地2号館201号、202号、301号及び302号	42, 900円
上弁財団地1号館	56, 100円
上弁財団地2号館101号から103号まで、202号、302号及び402号	46, 400円
上弁財団地2号館201号、203号、301号、303号、401号及び403号	56, 300円
ゼニヤマ団地1号館	11, 700円
ゼニヤマ団地2号館	12, 900円
ゼニヤマ団地3号館	12, 600円
ゼニヤマ団地4号館	14, 100円
ゼニヤマ団地5号館	13, 500円
ゼニヤマ団地6号館	15, 600円
ゼニヤマ団地7号館	16, 100円
ゼニヤマ団地8号館	16, 600円
ゼニヤマ団地9号館	17, 200円
ゼニヤマ団地10号館	17, 200円
ゼニヤマ団地11号館	17, 200円
ゼニヤマ団地12号館	18, 900円
ゼニヤマ団地13号館	24, 100円
ゼニヤマ団地14号館	24, 400円
ゼニヤマ団地15号館	26, 400円
ゼニヤマ団地16号館	27, 500円
ゼニヤマ団地17号館	31, 000円
ゼニヤマ団地18号館	31, 000円
ゼニヤマ団地19号館	29, 600円
藤方団地1号館	31, 100円
藤方団地2号館	32, 600円

藤方団地3号館	32,900円
藤方団地4号館	31,500円
城山アパート	12,000円
西城山1号館アパート	16,200円
西城山2号館アパート	16,200円
西城山3号館アパート	16,700円
西城山4号館アパート	16,700円
西城山5号館アパート	16,500円
西城山6号館アパート	16,500円
小森団地1号館	50,200円
小森団地2号館	46,300円
高茶屋住宅	12,000円
里ノ上A住宅	10,900円
里ノ上B住宅	11,600円
雲出1号館101号、201号、206号、301号及び306号	74,600円
雲出1号館102号、105号、202号、205号、302号及び305号	75,300円
雲出1号館103号、104号、203号、204号、303号及び304号	80,200円
雲出1号館106号	77,300円
雲出2号館101号	79,300円
雲出2号館102号、107号、202号、207号、302号及び307号	77,300円
雲出2号館103号から106号まで、203号から206号まで及び303号から306号まで	82,600円
雲出2号館108号、201号、208号、301号及び308号	76,500円
野村団地	14,800円
野村東団地	13,700円
相川団地	15,600円
森団地1号から4号まで及び9号から12号まで	11,500円

森団地13号から24号まで	12, 200円
森団地25号から32号まで	12, 200円
森団地33号から41号まで及び43号から45号まで	11, 800円
森団地46号から57号まで	11, 800円
森団地58号から72号まで	13, 600円
森団地73号から79号まで	12, 200円
森団地80号から89号まで	12, 700円
中町団地A	28, 900円
中町団地B	31, 300円
相川西団地A	31, 100円
相川西団地B	39, 900円
明神団地	36, 400円
北口団地A	40, 400円
北口団地B	43, 700円
桃里団地A	49, 200円
桃里団地B	57, 700円
桃里団地C	50, 800円
桃里団地D101号及び107号	120, 900円
桃里団地D102号から104号まで、202号から204号まで、302号から304号まで、402号から404号まで、502号から504号まで及び602号から604号まで	99, 600円
桃里団地D105号、106号、205号、206号、305号、306号、405号、406号、505号、506号、605号及び606号	99, 700円
桃里団地D201号、207号、301号、307号、401号、407号、501号、507号、601号及び607号	119, 700円
青木団地1号から3号まで、5号から7号まで、10号から13号まで及び16号から19号まで	16, 200円

青木団地8号、9号、14号、15号、20号から35号まで、37号から41号まで及び43号から46号まで	15, 200円
藤ヶ丘団地1号から3号まで、5号から24号まで及び26号から37号まで	23, 100円
藤ヶ丘団地38号から41号まで及び43号から74号まで	22, 900円
殿町住宅	38, 900円
新横山住宅	39, 100円
美里第1住宅A棟及びB棟	38, 200円
美里第2住宅1号館及び2号館	14, 400円
片野団地A棟	38, 800円
片野団地B棟	38, 700円
新沢田団地	25, 000円
奥津団地	8, 000円

## 津市公告第6号

津市農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和7年1月16日

津市長 前葉泰幸

### 1 変更の内容

農地から農業用施設用地への変更

### 2 変更場所

土地の所在			地積 (m <sup>2</sup> )	変更面積 (m <sup>2</sup> )	用途区分	
大字	字	地番			変更前	変更後
白山町 二本木	北出前	4659番	1,625	162	農地	農業用 施設用地

津市公告第7号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和7年1月21日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日  
令和7年1月14日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
津市久居東鷹跡町208番の一部ほか4筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
津市岩田20-23  
長谷川不動産株式会社  
代表取締役 長谷川大輔

## 津市公告第8号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに津市に意見書を提出することができます。

令和7年1月29日

津市長 前葉泰幸

### 1 都市計画の種類及び名称

流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

### 2 都市計画を定める土地の地区

都市計画の図書において表示する。

### 3 縦覧場所

津市都市計画部都市政策課

### 4 縦覧期間

自 令和7年1月29日

至 令和7年2月12日

## 津市公告第9号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画を定めますので、同条第7項の規定により公告し、当該地域計画の案を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該地域計画の案の記載事項について利害関係を有する者は、当該縦覧期間満了の日までに、当該地域計画の案について、意見書を提出することができます。

令和7年1月30日

津市長 前葉泰幸

### 1 地域計画の案の縦覧期間及び時間

期間 令和7年1月30日から令和7年2月12日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）

時間 午前8時30分から午後5時15分まで

### 2 地域計画の案の縦覧場所及び意見書の提出先

津市農林水産部農林水産政策課（津市本庁舎6階）

〒514-8611

津市西丸之内23番1号

FAX番号 059-229-3168

E-mail 229-3171@city.tsu.lg.jp

### 3 意見書の提出方法及び提出に当たっての留意事項

意見は、書面（津市の定める様式）によるものとし、直接持参又は郵送するか、ファクシミリ又は電子メールにより送付してください。

当該書面に住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を記載してください。

## 津市公告第10号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2及び津市都市公園条例（平成18年津市条例第197号）第2条の規定により、都市公園の区域を変更するので、次のとおり公告し、その関係図書を縦覧に供します。

令和7年1月31日

津市長 前 葉 泰 幸

### 1 都市公園の名称

都市公園の名称	位置（所在地）	区域	変更後の区域の供用開始の期日
渋見町児童遊び場	津市渋見町763番地2	別図のとおり	令和7年1月31日

### 2 関係図書の縦覧場所

津市西丸之内23番1号

津市建設部建設整備課

津市教育委員会告示第1号

教育委員会を次のとおり招集する。

令和7年1月31日

津市教育委員会教育長 森 昌彦

1 招集の日時

令和7年2月7日（金） 午前9時から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎 4階教育委員会室

3 会議の事件

- (1) 人事異動について
- (2) 令和7年度教育方針について
- (3) 令和6年度津市一般会計補正予算（第11号）<教委所管分>について
- (4) 令和7年度津市一般会計予算<教委所管分>について
- (5) 津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部の改正について
- (6) 専決処分の報告について（津市立明合小学校長寿命化改修工事）
- (7) 専決処分の報告について（津市立橋北中学校長寿命化改修工事）
- (8) 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について 樹木落枝事故によるもの）
- (9) 第3回白山地域小学校の在り方検討委員会代表者会議及び第3回白山地域小学校の在り方検討委員会開催結果について